資料１

刈谷市地域福祉計画懇話会設置要綱

（設置）

第１条　刈谷市地域福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、刈谷市地域福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　懇話会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）地域住民の代表者

（２）各種団体の代表者

（３）学識経験を有する者

（４）関係行政機関の代表者

（５）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

（庶務）

資料１

第７条　懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。